

筑紫野市開発行為等整備要綱施行細則

(ごみ集積施設)

- 第7条 事業主は、要綱第3条第1項第5号の規定による建築（住居の戸数が10戸以上の集合住宅の建築）においては、ごみ集積施設を設置するものとし、住居の戸数が10戸未満の集合住宅の建築においては、市長と協議するものとする。
- 2 住宅地の分譲を目的とする開発行為により設置したごみ集積のための用地は、市に寄附するものとする。
 - 3 集合住宅の所有者は、当該ごみ集積施設の管理をするもの（以下「ごみ集積施設管理者」という。）を定めて適正な維持管理を行うものとし、当該維持管理に当たりごみ集積施設に関する誓約書（様式第1号）を市長に提出するものとする。
 - 4 ごみ集積施設の面積（ごみを排出することができる面積をいう。）は、1戸当たり0.25平方メートルを標準とする。ただし、ワンルーム住戸（1住戸の専用面積が35平方メートル未満の単身者向けの住戸をいう。）の場合は、1戸当たり0.125平方メートルを標準とする。
 - 5 ごみ集積施設の構造は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 基礎は、鉄筋コンクリート布基礎とする。
 - (2) 屋根は、小屋組を木又は鉄骨とし、波型スレート葺きとする。
 - (3) 壁は、補強コンクリート・ブロック（厚さ150ミリメートル）9段化粧積みとする。
 - (4) 床は、鉄筋コンクリート金こて押さえとする。
 - (5) 床部には、排水施設を設置し、公共下水道又は浄化槽に接続する。
 - (6) 開口部は、金属の堅固な引き戸又は消音式シャッターを設置し、戸又はシャッターを開けたときに、幅800ミリメートル以上、高さ1,800ミリメートル以上、奥行き1,000ミリメートル以上を確保する。
 - (7) 換気口を設置する。
 - 6 ごみ集積施設の設置場所は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 道路（幅員4メートル以上、勾配7パーセント以下）に面し、ごみ収集車両が横付けして、円滑に収集できる位置
 - (2) ごみ収集車両が前進のままでごみ集積施設に進入し、通り抜けができる道路又は回転路のある道路に面する位置
 - (3) 道路の交差した角地でない位置
 - 7 事業主、集合住宅の所有者、ごみ集積施設管理者又は集合住宅を使用するものは、ごみ集積施設の工事の完了検査後、ごみの排出を開始する日の10日前までにごみの収集を市長に依頼するものとする。
 - 8 ごみ集積施設に起因して生ずる利害関係者との紛争は、全て事業主、ごみ集積施設の所有者又はごみ集積施設管理者において解決するものとする。